

広島市立舟入市民病院で治療を受けられるみなさまへ

広島市立舟入市民病院は、患者さんや家族の方に対して真摯に対応し、信頼や期待に応えて、より良い医療サービスの提供に心掛けています。

しかし、一部の患者さんや家族の方などが、常識の範囲を超えた要求や当院の職員や他の患者さんなどの人格を否定する言動・暴力・セクハラ等、その尊厳を傷つける行為をされることがあります。

舟入市民病院は、こうした迷惑行為等を放置せず、職員のみならず、他の患者さんや家族の方の人権を尊重し擁護するため、これらの迷惑行為等に対して毅然とした態度で対応していきます。

迷惑行為等があった場合、診療をお断りする場合があります

次のような迷惑行為があった場合、診療をお断りする場合があります。

他の患者及び職員の安全を守り、診療を円滑に行うため、ご理解・ご協力をお願いします。

- 1 他の患者さんや職員にセクハラや暴力行為があった場合、もしくはその恐れが強い場合
- 2 大声、暴言、脅迫的な言動により、他の患者さんに迷惑を及ぼし、あるいは、職員の業務を妨げた場合
- 3 解決できない要求を繰り返し行い、病院業務を妨げた場合
- 4 建物設備などを故意に破損した場合
- 5 危険物を病院に持ち込んだ場合

★ 被害を受ける恐れがある場合や実際に被害にあったと判断した場合は、警察に通報します

